

印刷会社 のための 知的財産

連載
第7回

裁判例紹介

事件名： インタビュー記事盗用事件

東京地裁平成10年10月29日判決
平成7年（ワ）第19455号

◆実務上のポイント

インタビュー記事は、その質問内容、記事の制作過程等によって、著作者が異なるため注意が必要です。

また、記事等の著作権が共有となる場合があり、著作権法上の共有の理解も必要です。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

会社案内、販促用冊子等を企画・制作する際に、インタビュー記事を掲載することがよくあります。

インタビュー記事の『著作者』の考え方を明らかにして、実務上の権利処理を例示し、また特許法上の共有とは異なる『著作権法上の共有』についてご紹介することが趣旨です。

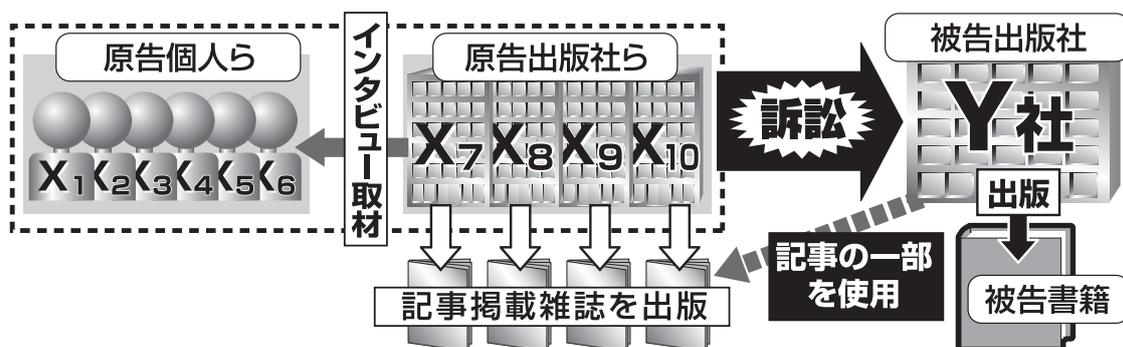
◆事件の概要

X1～X6(原告個人ら)は、人気アイドルグループであり、グループ又は各個人で歌手、タレント又は俳優として芸能活動を行っています。

X7～X10(原告出版社ら)は、いずれも出版、書籍の発行等を業とする会社であり、それぞれが、原告個人らの各個人又はグループに対してインタビュー取材を行い、執筆、編集を行った記事(原告記事)を掲載した雑誌(各一誌、計四誌)を発行していました。

他方、被告Yは出版物の編集、発行等を業とする会社で、原告個人らの人気の秘密を探索・検証した書籍(本件書籍)を出版しました。ところが、本件書籍の記述の一部にはその表現形式、構成、文意までもが原告記事と酷似する内容が存在していました。

そのため、原告個人らと原告出版社ら(原告ら)は、



被告Yに対し、原告らの著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）の侵害を理由として、本件書籍の差止め及び損害賠償等を求め、訴訟を提起しました。

◆判決要旨

①判決・主文

- ・ 被告Yは本件書籍の出版又は販売のための展示をしてはならない。
- ・ 被告Yは、本件書籍並びにその原稿、紙型及び版下を廃棄せよ。
- ・ 被告Yは、原告出版社らに対して損害金（総額：約500万円）を支払え。

②原告記事の著作物性について

原告記事の中には、「専ら原告個人らに関する事実を内容とするものもあるが、当該事実を別の表現方法」で記述することが可能であること、「具体的な文章表現に各原告記事を作成した者の個性が表れている」ことから、原告記事は著作物であると判断しました。

③著作者について

原告記事は、「執筆者自身の創意工夫を交えつつ、（中略）読者が分かりやすい表現に変えたり、補足、要約したり」して作成したものであり、その後、編集部のチェックを受け、テーマ等に照らして修正を要する箇所がある場合は執筆者に修正の指示を行い完成させたとの事実が認められました。

そして、執筆者は原告出版社らの従業員だけでなく、フリーライターが含まれているものの、いずれの執筆者も原告出版社らの指揮監督下において、その職務上、原告記事の作成業務に従事していたことが認められましたので、法人著作として、原告記事の著作者は原告出版社らであると判断しました。

他方、原告個人らも、著作者であり著作者であると主張していましたが、「原告個人らが、発言がそのまま文書化されることを予定してインタビューに応じたり、記事の原稿を閲読してその内容、表現に加除訂正を加えたことをうかがわせる証拠はなく、かえって、前記認定の原告記事の作成経過からすれば、原告個人らに対するイ

ンタビューは、原告出版社らの企画に沿った原告記事を作成するに際して、素材収集のために行われたに過ぎないものと認められる。（中略）したがって、原告個人らを原告記事の著作者ということはできない。」として、原告個人らは著作者とはならないと判断しました。

④著作権・著作者人格権侵害について

本件書籍の記事と「原告記事の表現形式が実質的に同一である」ため複製権の侵害にあたり（50ヶ所）さらに、修正、増減等が行われている本件書籍記事の記述においても、「原告記事の内容及び形式を覚知させるに足りる」ため翻案権を侵害する（18ヶ所）と判断しました。

また、著作者人格権侵害に関しては、氏名表示権、同一性保持権の侵害が認められましたが、その損害賠償については、「法人であり、格別の精神的損害を被ったとは認められない」損害の回復のためには著作権侵害による損害賠償を認めれば十分」であるとして認められませんでした。

なお、本件では、被告Yは原告記事へのアクセスを認めており、この点に争いはありませんでした。

◆解説

本判決では、前記判決要旨のとおり、争点が多岐にわたりますが、『著作者』についての争点について解説したいと思います。

①著作者について

著作権法は、著作者について、「著作物を創作する者をいう。」（第2条1項2号）と定義しています。

そこで、指示や助言をした者等が著作者となり得るかが問題となりますが、本判決では「現実当該著作物の創作活動に携わった者が著作者となるのであって、作成に当たり単にアイデアや素材を提供した者、補助的な役割を果たしたにすぎない者など、その関与の程度、態様からして当該著作物につき自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者にあたらぬ。」としています。

そうすると、インタビュー記事の制作について「その関与の程度、態様」とは如何なるものか、が次の問題となってきます。

②インタビュー記事の3つのパターンについて

本判決では、「インタビュー等の口述を基に作成された雑誌記事等の文書については、文書作成への関与の態様及び程度により、下記の3つのパターンがあるとしています。

) - a

口述者(インタビューを受けて回答した者)が、インタビュー記事の執筆者とともに共同著作者となるケース

) - b

インタビュー記事を2次著作物と考え、口述者がその基となった原著作物(口述の著作物)の著作者となるケース

<具体例>

口述内容に基づいて作成された原稿を口述者が閲読し表現を加除訂正して文書を完成させた場合など。なお、口述した言葉を逐語的にそのまま文書化した場合は、口述者が単独で文書の著作者となると考えられます。

) - aと) - bの区別について、本判決では触れられておりません。本稿の 補足が参考になれば幸いです。

)インタビュー記事等の作成のために、口述者が素材を提供したにすぎず、著作者とはいえないケース

<具体例>

あらかじめ用意された質問に口述者が回答した内容が執筆者側の企画、方針等に応じて取舍選択され、執筆者により更に表現上の加除訂正等が加えられて文書が作成され、その過程において口述者が手を加えていない場合など。

本件は、前記判決要旨のとおり、)の類型に該当するとしました。

③実務上の留意点について

インタビュー記事を出版印刷する場合、以下のような権利処理の工夫が必要かと思われます。

1. 上記 の)のケース

口述者の有する著作権(著作権法第21条乃至第28条に定める権利)の譲渡を受けるか、許諾等を受ける必要があります。

許諾等を受ける場合には、口述者が第三者に対し、自己の口述部分について、無断で出版印刷の許可をし

てしまわないように、事前承諾を必要とするなど制限することが考えられます。

2. 上記 の)のケース

本来、口述者は、著作者ではありませんので、権利処理は不要です。契約上「譲渡・許諾を受ける」旨の記載は不要であるばかりか、口述者に権利主張される根拠にもなりかねません。口述者が著作者でないことが明確な場合には、契約上「当社が著作者であることを確認する」旨の記載とすべきでしょう。

④著作権法上の共有について

ところで、上記 の) - aのケースでは、口述者が共同著作者となるため、インタビュー記事の著作権は共有の状態になります。

実務では、権利の帰属が問題となって契約交渉が難航した場合、双方が譲歩して共有とすることが多くあります。

この共有ですが、特許法の場合には、自己実施は自由とされていますので、共有者が自社の工場で共有の特許発明を実施した製品を製造しても問題にはなりません(特許法第73条2項)。

しかし、著作権法の場合には、「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」(著作権法第65条参照)と規定されているため、著作権が共有の記事等の利用方法について、具体的に、いかなる場合に共有者の合意が必要で、いかなる場合に必要でないかを明確に定めておくべきです。

⑤補足—共同著作物と2次著作物について

なお、インタビュー記事を上記 の) - a「共同著作物」と考えるか、) - b「2次著作物」と考えるかの区別については、著作権法2条1項12号の「共同して」「創作」した、という2つの要件をどのように考えるかによって、結論が異なりますが、学説・判例は錯綜しており、定説はありません。

しかし、前述のとおり、両者の区別は、実務的な権利処理の場面で差ほど影響がありませんので、本稿では、深入りを避けたいと思います。